

## 出入国管理・外国人との共生

多文化共生社会に向けて  
―国と地方自治体の取組を中心に―

明治大学国際日本学部教授 山脇 啓造

## 一 はじめに

日本で暮らす外国人は、改正出入国管理及び難民認定法が施行された1990年以降、2008年まで大きく増えたが、同年9月に始まった世界経済危機の影響で、僅かながら減少した。2013年から再び増加に転じ、2015年12月現在、約223万人となっている<sup>注1</sup>。日本の総人口に占める割合は約1・8%である。外国人住民の3分の2は永住資格を持つなど長期滞在が可能で就労制限もなく、日本社会の重要な構成員といえる。また、日本国籍を取得する人々も年間1万人近い<sup>注2</sup>。

日本の総人口は2008年に約1億2800万人でピークに達した後、人口減少過程に入り、2016年4月現在、約1億2700万人である。2060年には8700万人を切り、現在のほぼ3分

の2に減少することが見込まれている。また、生産年齢人口（15〜64歳）はほぼ半減し、現在約26%である高齢化率（総人口に占める65歳以上の比率）は4割に達することが予想されている<sup>注3</sup>。一方、政府はグローバルな展開を進める企業の要請にこたえて、高度人材ポイント制<sup>注4</sup>の導入などによって、高度な能力や資質を有する外国人の受入れに力を注ぐとともに、大学の国際競争力を高め、グローバルに活躍できる人材を育成するために、留学生30万人計画<sup>注5</sup>に基づき外国人留学生の受入れも推進している<sup>注6</sup>。

今後、人口減少・少子高齢化やグローバル化の進展によって、外国人の増加と定住化が進んでいくだろう。人口増加そして経済成長を前提に設計された社会保障などの制度を抜本的に見直し、人口減少を前提として、女性や高齢者そして外国人も含めた多様な人々が活躍する新し

い社会のビジョンを描く必要がある。今後の日本にとって、国籍や民族などの異なる多様な人々が互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら共に生きる多文化共生社会の形成が、大きな課題となっていくに違いない。

## 二 地方自治体による取組

多文化共生社会の形成をめざすためには、外国人政策を再構築する必要がある。外国人政策は外国人の出入国管理にかかわる政策（出入国管理政策）と入国した外国人を社会の構成員として受入れる政策（社会統合政策）<sup>注7</sup>からなる。出入国管理政策は国（法務省）の所管であるが、社会統合政策は国と地方自治体が連携して取り組むべき分野である。

日本では、これまで社会統合政策は主に外国人住民の多い自治体が担い、多文化共生政策（施策）と呼ばれてきた。戦前米日した旧植民地出身者とその子孫である在日コリアンの多い関西地方などの自治体では1970年代以来、主に人権施策として取り組んできたし、1990年代以降、日系ブラジル人住民が急増した東海地方などの自治体も国際化施策として力を入れるようになった<sup>注8</sup>。2

## 多文化共生社会に向けて

000年代に入ると、外国人住民施策は体系化され、多文化共生施策と呼ばれるようになり、自治体の取組がより活発になった<sup>(注9)</sup>。2005年3月には川崎市が「川崎市多文化共生社会推進指針」を策定した<sup>(注10)</sup>。さらに、2007年7月には宮城県が「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」を制定した<sup>(注11)</sup>。

こうした個別の自治体の取組とともに注目すべきなのが、自治体のネットワーク化と政策提言活動である。2001年には、浜松市など南米系日系人労働者の多い13市町からなる外国人集住都市会議が設立され、以来、会員都市間の情報交換に加え、国に対して多文化共生社会づくりを求める政策提言を行ってきた。2016年度は23都市（座長都市・豊橋市）が参加し、群馬・静岡・長野・岐阜・愛知、三重・滋賀・岡山と三つの地域ブロックに分かれて活動を進めている。一方、県レベルの組織として、群馬、岐阜、静岡、愛知、三重の5県及び名古屋市からなる多文化共生推進協議会（事務局・愛知県）も2004年に結成され<sup>(注12)</sup>、外国人集住都市会議と同様な提言を国に対して行ってきた。但し、外国人集住都市会議が首長会議であるのに対して、多

文化共生推進協議会は部長等職員の会議である。

こうして、南米系日系人の多い自治体の活動が目立っているが、その他にも、中国人や韓国人などアジア系外国人が多く暮らし、全国で最も外国人住民の多い東京都内の自治体（新宿区、大田区など）も、多文化共生に力を入れている。一方、東北地方では、外国人の数は少ないながらも、県設置の国際交流協会<sup>(注13)</sup>が中心になって、東海地方や首都圏などの集住地域とは異なったスタイルの多文化共生を進めてきた。

多文化共生という言葉は1990年代に使われた比較的新しい用語である。新聞のデータベースで「多文化共生」を検索すると、1993年に川崎市の住民組織が「多文化共生の街づくり」を川崎市に提言することを報じた記事がみつかると<sup>(注14)</sup>。1990年代後半になると、多文化共生という言葉が全国的に使われるようになった。その理由の一つに、阪神・淡路大震災の時に外国人被災者への支援活動を行った市民ボランティアが集まり、1995年に大阪に設立した「多文化共生センター」の存在がある。同センターは、兵庫、京都、広島、東京と活動拠点を広げた。その後、多くの市民団

体が「多文化共生」を掲げて活動するようになった。

こうした草の根の市民活動の影響を受けて、自治体の外国人住民施策が展開される場合も少なくなく、前述のように、2000年代以降、自治体も「多文化共生」を掲げて多様な取組を進めるようになったと言える。特に、2006年に総務省が地域における多文化共生推進プラン<sup>(注15)</sup>を策定して以来、同プランをモデルに多くの自治体が多文化共生の指針や計画を策定するようになった。

### 三 国による取組

自治体に比べると、国の取組は大きく遅れてきたと言わざるを得ない。日本の総人口に占める外国人の割合は極めて小さく、ようやく1%（128万人）を超えたのが1992年のことであった。しかも、戦後しばらく、外国人の大多数を旧植民地出身者とその子孫が占めてきたことがその背景にある<sup>(注16)</sup>。

外国人労働者が急増した1990年代以降、関係省庁によって対症的な取組が行われてきたが、「対策」はあっても「政策」があるとは言い難い状況が続いた。転機となったのが、総務省に設置

された「多文化共生の推進に関する研究会」が2006年3月に作成した報告書である(注17)。この報告書が経済財政諮問会議で総務大臣から紹介され、外国人の生活環境の整備について審議されたことがきっかけとなり、2006年12月には「生活者」としての外国人に関する総合的対応策」が策定された(注18)。この対応策は、政府が初めて社会統合政策の当面の方向性を示したものであり、それまでに取組んできた外国人労働者対策や外国人犯罪者対策とは異なる、生活者としての外国人への支援という第三の観点を打ち出したことに意義がある。

2008年9月以降の世界経済危機の中、製造業で働く派遣・請負労働者の多くが解雇されると、日系ブラジル人も失業する者が急増した。政府は2009年1月に内閣府に定住外国人施策推進室を設置し、経済危機で困窮する日系人等定住外国人への支援に力を入れた。2009年9月に自民党と公明党の連立政権が退き、民主党政権が誕生したが、外国人政策は基本的には引き継がれ、2010年8月に「日系定住外国人施策に関する基本指針」、2011年3月には「同基本計画」を策定している。指針では、「日系定住外国人を日本社会の一員としてし

っかりと受け入れ、社会から排除されないようにする」ことが強調された。

2012年には二つの大きな動きがあった。一つは5月に設置された「外国人との共生社会」実現検討会議である。この会議は、政府として初めて総合的観点から共生社会のあり方を検討したもので、同年8月に中間的整理が取りまとめられた(注19)。もう一つは、7月に施行された新たな在留管理制度と外国人住民基本台帳制度である(注20)。在留管理の強化を図る一方で、外国人を住民と位置付けることとなり、戦後の外国人法制上、最大の制度改革といえる。

こうした国の動きの背景には、外国人集住都市会議や多文化共生推進協議会が、2000年代前半から繰り返し国に対して提言を発表してきたことがある。ただし、両者が総合的観点に立った外国人政策の構築を求める提言を行ってきたにも関わらず、国の取組は、世界経済危機以後、日系人に焦点をあてたものとなり、前述の指針や計画も短期的な課題に対応するものに過ぎなかった

#### 四 国の近年の動向

2012年12月に自民党と公明党によ

る連立政権が復活し、2014年以降、成長戦略の一環として、「外国人材の活用」に力を入れるようになっていく。同年1月、政府の産業競争力会議が、「日本社会の内なるグローバル化」を進めるため、「外国人材受け入れのための司令塔」や「持続可能な経済成長を達成するために必要な外国人材活用」を検討課題に掲げた。2月の衆議院予算委員会で、安倍晋三首相が、「将来的に移民を受け入れるべきか否かについては、我が国の将来の形や国民生活全体に関する問題として、国民的な議論を経た上で、多様な角度から検討していく必要がある」と答弁した。そして、同月、経済財政諮問会議のもとに設置された「選択する未来」委員会では、出生率が2030年に2・07まで上昇し、2015年以降、毎年20万人の移民を受入れることによつて、2060年そして2110年において1億1000万人程度の人口を維持する試算が示された。4月になると、建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置を検討する閣僚会議において、東京オリンピック・パラリンピックの建設需要に対応すべく、建設分野の技能実習修了者の時限的(2015～2020年)受入れが決定された。また、経済財政諮

多文化共生社会に向けて

問会議・産業競争力会議合同会議において、「内なるグローバル化」について審議され、技能実習制度の抜本的見直しや国家戦略特区の設置による外国人材の積極活用の方針が打ち出された。一方で安倍首相自ら「移民政策と誤解されないように配慮」することを強調し、これ以降、政府にとつて、「移民」はタブーとなる。

2014年5月、民間団体の日本創成会議が、全国自治体の2040年の人口推計を発表し、その半数において若年女性(20～39歳)は5割以上減少し、消滅する可能性があることが示された。これ以降、人口問題、特に地方の人口減少として「消滅」に大きな関心が集まるようになった。6月、政府は経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)で、「50年後に1億人程度の安定した人口構造を保持」する目標を定めた。戦後の政府で人口目標を定めたのは初めてのことである。また、日本再興戦略において、「外国人材の活用」が政府の成長戦略の優先課題として位置づけられた。なお、骨太の方針には、「外国人材の活用は、移民政策ではない」、日本再興戦略には、「中長期的な外国人材の受入れの在り方については、移民政策と誤解されないように配慮し、かつ国民的なコンセンサスを形

成しつつ、総合的な検討を進めていく。」と記された。

地方の人口減少への危機意識の高まりを受けて、2014年9月の内閣改造では、地方創生担当大臣が新設され、首相を本部長とする「まち・ひと・しごと創生本部(地方創生本部)」が発足した。そして、11月の解散直前の国会において、人口減少抑制や東京一極集中の是正に向けて、地方創生の基本理念と総合戦略を策定することなどを定めた「まち・ひと・しごと法案」と自治体を支援するための「地域再生法改正案」が可決、成立し、12月には、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンと同総合戦略を策定した。

2015年6月の骨太の方針では、「外国人材の活用は、移民政策ではない」、「優秀な研究者や経営者など外国の高度人材や留学生等が活躍しやすい環境を整備する。技能実習制度は、管理監督体制の抜本的強化等を着実に推進する。」ことが掲げられた。また、日本再興戦略では、「海外の優秀な人材の我が国への呼び込みが不可欠である。：インド、ベトナム等からのIT人材の呼び込みに重点的に取り組むこととする。また、：観光分野における外国人材の活用も重要である。」とある。

国の主要な関心は、新たな外国人労働者の受入れであり、入国した外国人の生活環境整備や多文化共生社会づくりへの関心は弱いといえる。ただし、「人権擁護施策の推進など、外国人にも暮らしやすい社会に向けた取組を進める」(骨太の方針、2015年6月)、「経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、中長期的な外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める」(日本再興戦略、2015年6月)、「外国人が地域の住民として貢献できるよう生活環境を整備していくことや、外国人の権利等への配慮も必要である。外国人との共生社会の実現には、地方公共団体を含め政府全体として総合的な施策の推進が必要であり、外国人の受入れによる問題の発生を受けて施策を講じるのではなく、そもそも外国人を受入れる際に外国人と共生する施策を講じておくことが重要である。」(第5次出入国管理基本計画、2015年9月)と記載されたことには留意したい。また、厚生労働省が2009年度に創設した日系人就業準備研修を改め、2015年度から定住外国人を対象に外国人就労・定着支援研修を始めたことも注目に値する。

国が掲げた「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と同総合戦略を策定した。2015年6月の骨太の方針では、「外国人材の活用は、移民政策ではない」、「優秀な研究者や経営者など外国の高度人材や留学生等が活躍しやすい環境を整備する。技能実習制度は、管理監督体制の抜本的強化等を着実に推進する。」ことが掲げられた。また、日本再興戦略では、「海外の優秀な人材の我が国への呼び込みが不可欠である。：インド、ベトナム等からのIT人材の呼び込みに重点的に取り組むこととする。また、：観光分野における外国人材の活用も重要である。」とある。

## 五 インターカルチュラル・シティと多文化共生都市ー多文化共生2・0へ

このように、外国人政策、特に社会統合政策の分野では、先行する自治体を国が後追いつく構図がはつきりしている。

実は、自治体と国の政策が乖離しているのは、日本特有のことではなく、外国人労働者や移民受入れの歴史が日本よりも長い欧米諸国の中にも見られる。日本にとっては、19世紀以来、外国人を入国時から移民（永住者）として受入れてきたアメリカのような伝統的移民国家より、第二次世界大戦後に外国人労働者を期限付きで受入れ、次第にその定住化が進んでいった欧州諸国の経験がより参考になるだろう。その欧州の自治体で、新たな試みが始まっている。

欧州では、2000年代以降、移民の受入れに反対する政党が国の移民政策に大きな影響力を持つようになっていくが、自治体の間では、移住者や少数者によってもたらされる文化的多様性を、脅威ではなくむしろ好機ととらえ、都市の活力や革新、創造、成長の源泉とする新しい理念と政策として、「インターカルチュラル・シティ（ICC）プログラム」

が注目されている。2008年の欧州文化

対話年や同年の欧州評議会による文化間対話白書の刊行を契機に、欧州評議会が欧州委員会とともに立ち上げた<sup>21)</sup>

2008年に11都市の参加でスタートしたが、現在、参加しているのは、オスロ（ノルウェー）、コペンハーゲン

（デンマーク）、ロンドン・レイシャム区（英国）、ベルリン・ノイケルン区（ドイツ）、ヌーシャテル（スイス）、レッジオ・

エミリア（イタリア）などを含む欧州の30都市である。これらの都市に加え、49

都市がイタリア、スペイン、ポルトガル、ノルウェー、ウクライナにできた国内ネ

ットワークに参加している。さらに、14都市がインターカルチュラル・シティ指数

による政策評価を受けており、この中には欧州域外の2都市（モントリオール

とメキシコシティ）も含まれている<sup>22)</sup>。

ICCのアプローチを理解する上では、1970年代以降の欧州都市による

様々な経験をもとにした、以下の受入れ政策の分類が有益であろう<sup>23)</sup>。

①無政策（non-policy）  
移住者や少数者は、都市にとって無関係

または一時的な現象で、歓迎されない存在とみなされ、対応する必要性が認識

されない。

②ゲストワーカー政策（guest worker policy）  
移住者は一時的な労働力であり、い

ずは出身国に戻る存在とみなされる。従って、短期的で移住者の市民への影響を最小限にするような対策がとられる。

③同化政策（assimilationist policy）  
移住者や少数者は永住者として受入れ

られるが、できるだけ早く同化することが想定される。受入れコミュニティの文化規範との違いは奨励されず、その国の

一体性に対する脅威と見なされる場合には抑圧される。

④多文化主義政策（multicultural policy）  
移住者や少数者は永住者として受入れ

られる。受入れコミュニティの文化規範との違いは、法や制度によって奨励、保護され、反人種主義活動によって支援さ

れる。ただし、場合によっては分離や隔離が助長されるリスクを負う。

⑤インターカルチュラル政策（intercultural policy）  
移住者や少数者は永住者として受入れ

られる。受入れコミュニティの文化規範との違いを有する権利は法や制度によって保障される一方、共通の立場や相互理

解、共感を生み出す政策、制度や活動が

多文化共生社会に向けて

高く評価される。

西欧諸国では、戦後、旧植民地出身者や外国人労働者の受入れが進んだ。1973年の石油危機で労働者の受入れは終了したが、1970年代から1980年代に家族の呼び寄せによって労働者の定住化が進む中、移民集団の文化を尊重する多文化主義の影響を受けた政策が広がった。1990年代になると、東欧からの難民が急増する一方で、移民1世や2世の高失業率、低学歴そして集住地域の隔離などの問題が指摘されるようになり、移民統合政策の見直しが進んだ。さらに2000年代になると、移民が関わるテロ事件や暴動などが西欧主要国で起こり、移民政策が各国の国政選挙の大きな争点となった<sup>(注24)</sup>。特に、集住する移民の隔離をもたらし社会統合を阻んでいるとして、多文化主義政策への批判が高まった。そうした中で、インターカルチュラル政策を推進することで、多様性を活かした都市づくりを進め、異なる文化背景を有する集団間の交流を通して社会統合をめざすICCプログラムへの関心が高まっているといえよう。

前述の5つの類型を、多文化共生を進める日本の自治体にあてはめると、どうなるだろうか。外国人を住民として認め

るということは①や②の段階は過ぎたことになる。「多文化」を謳う以上③は否定され、「共生」をめざすということは、④よりも⑤に近いといえよう。総務省の報告書では、多文化共生推進プログラムは、外国人支援（コミュニケーション支援と生活支援）と多文化共生の地域づくりからなっている。多文化共生の地域づくりには、異なる文化背景を有する集団間の交流も含まれるので、ICCと日本の多文化共生を推進する都市（多文化共生都市）には共通点を見出すことができる。これまで、「多文化共生」を意味する形容詞として「multicultural」が用いられる場合が多かったが、こうした欧州の動向を踏まえると、「intercultural」のほうがよいだろう。ただし、日本の自治体の実際の取組の多くは外国人支援にかかわるものといえる。また、多様性を尊重するだけでなく、多様性を活かした取組というのは、まだ少ないのが現状である。そうだとすると、多文化共生社会をめざす上で、外国人支援は必要不可欠であるが、異なる文化背景を有する住民間の対話や交流を進め、多様性を活かした地域づくりにも力を入れる必要があることを、欧州都市の経験から学ぶことができるのではないか。

こうした観点から注目に値するのが、2012年1月に東京で、同年10月に浜松で開催された「日韓欧多文化共生都市サミット」である<sup>(注25)</sup>。前者は国際交流基金と欧州評議会の共催で、後者はさらに浜松市と自治体国際化協会も加わって、欧州のインターカルチュラル・シティや近年、急速に外国人の受入れ体制整備を進める韓国の都市との交流を目的に開かれた。東京サミットでは、ICCプログラムに参加する3都市を含めて、日韓欧9都市の首長らが参加し、「多文化共生都市の連携を目指す東京宣言」を採択した<sup>(注26)</sup>。また、浜松サミットでは、欧州3都市を含めて、日韓欧11都市の首長らが参加し、「浜松宣言」を採択した<sup>(注27)</sup>。

自治体の中で日韓欧多文化共生都市サミットという新しい国際交流のリーダーシップを発揮したのは、外国人集住都市会議のリーダー的存在でもある浜松市である。2013年3月には、多様性を活かした都市づくりという観点に立った「多文化共生都市ビジョン」を策定している<sup>(注28)</sup>。インターカルチュラル・シティでは、多様性を様々な分野で活かしながら、移民統合を推進することをめざしている。そうした取組は、欧州でもま

だ必ずしも大きな成果を挙げているとは言えないだけに、「多様性を活かした文化の創造」や「多様性を活かした地域の活性化」を掲げる浜松市の多文化共生都市ビジョンは、日本のみならず、アジアで初めての試みとして、そして日本の多文化共生の進化形（多文化共生2・0Ⅱバージョンアップした多文化共生）をめざしたものととして、高く評価することができる。

多文化共生2・0は、世界一のグローバル都市をめざしている東京都が2016年2月に策定した東京都多文化共生推進指針「世界をリードするグローバル都市へ」においても取り入れられている。基本目標には、「多様性を都市づくりに活かし、全ての都民が東京の発展に向けて参加・活躍でき、安心して暮らせる社会の実現」を掲げている（注29）。

## 六 おわりに ―多文化共生の新時代へ―

現在、多文化共生に取り組む自治体には二つの新しい流れがある。一つはグローバル化、グローバル都市をめざした取組である。前述した浜松市や東京都が代表例である。もう一つは、地方創生、人

口減少対策としての外国人の受入れであり、2013年に多文化共生推進プランを策定した広島県安芸高田市（人口3万人、外国人の比率1・8%）が代表例である（注30）。今後、政令指定都市など大規模な自治体では前者のアプローチ、小規模な自治体では後者のアプローチが広がっていくだろう。

今、自治体に求められているのは、多文化共生の取組を進め、成功事例を社会に発信することである。近年、企業そして大学においては、ダイバーシティ（多様性）の推進に取組み、外国人社員や外国人留学生の受入れに積極的などころが増えているが、多文化共生に取り組む自治体は、そうした企業や大学と連携して、多文化共生の成功事例を発信していくことを期待したい。また、多文化共生の拠点づくりも重要である。学校や幼稚園、保育園、図書館、公民館や体育館など、地域の公的施設が住民交流の場として外国人住民の地域参加の場となることが重要である。

国において求められているのは、多文化共生社会の形成を推進するための体制整備である。多文化共生社会の形成を推進する上での基本理念を定め、国や都道府県に基本計画の策定を義務づけ、施策

の推進体制を整備することを定める多文化共生社会基本法（仮称）の制定が必要である。そうすることで、初めて、国と自治体、NPOなど多様な団体が連携・協働して、多文化共生社会の形成を推進することが可能となる。また、ヘイトスピーチを含めた人種差別を禁止する法律の制定も必要である。その上で、教育や雇用、医療、防災といった分野において多文化共生の観点を取り入れていくことが望まれる。

### 〔注〕

- (1) 法務省入国管理局「平成27年末現在における在留外国人数について（確定値）」（2016年3月）。なお、この統計に含まれていない「不法残留者」は、2016年1月現在、6万2818人である。法務省入国管理局「本邦における不法残留者数について」（2016年3月）参照。
- (2) 法務省民事局「帰化許可申請者数等の推移」[http://www.moj.go.jp/MINJI/oukoku\\_t\\_minjy03.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/oukoku_t_minjy03.html)
- (3) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2016年版」
- (4) 法務省ウェブサイト (<http://www.innmi.moj.go.jp/newinnmiact3/>) 参照
- (5) 文部科学省「留学生30万人計画」骨子の策定について」（2008年8月）<http://www.next.go.jp/b-menu/houdou/20/07/08080109.htm>

多文化共生社会に向けて

- (6) 文部科学省は「国際化拠点整備事業（大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業）」（2009-2013）、「スーパーグローバル大学創成支援」（2014-2023）などの事業を進めている。
- (7) 国際的には、移民統合政策（migrant integration policy）と呼ばれることが多い。
- (8) 筆者は前者の自治体を人権型、後者を国際型と呼んでいる。拙稿「地方自治体の外国人施策に関する批判的考察」（明治大学社会科学研究所、2003年11月）参照（<http://intercultural.cococ.jp/data/jichitai.pdf>）。
- (9) 拙稿「多文化共生社会の形成に向けて」『移民政策研究』創刊号（2009年5月）参照。
- (10) 立川市も2005年3月に「多文化共生推進プラン」を策定している。簡素な計画としては、仙台市の「多文化共生推進行動計画」（1999年3月）が最も早い。
- (11) その後、静岡県（2008年12月）と滋賀県湖南市（2012年3月）も多文化共生推進条例を制定している。
- (12) その後、長野県（2007年）と滋賀県（2008年）も加入している。
- (13) 宮城県国際化協会、岩手県国際交流協会、福島県国際交流協会など。
- (14) 「おおひん地区の街づくりに住民組織がプラン作成」『朝日新聞』1993年12月17日。
- (15) 総務省ウェブサイトを（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/chho/02gyosei05\\_03000060.html](http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/chho/02gyosei05_03000060.html)）参照。
- (16) 1992年の時点でも外国人登録者に占める特別永住者の割合は46%を占めていた（現在、16%）。
- (17) 総務省ウェブサイトを（[http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota\\_b5.pdf](http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b5.pdf)）参照。
- (18) 内閣官房ウェブサイトを（<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gankokujin/>）参照。
- (19) 内閣官房ウェブサイトを（<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyousei/>）参照。中間とりまとめ以後、会議は開かれなくなった。
- (20) 法改正があったのは2009年7月である。
- (21) *The Intercultural City Step by Step*. Strasbourg: Council of Europe Publishing, 2013. プロダラムの詳細は、欧州評議会ウェブサイトを（<http://www.coe.int/en/web/interculturalcities/>）参照。
- (22) 参加都市数はいずれも2016年2月現在。参加都市の一覧は以下参照。<http://www.coe.int/en/web/interculturalcities/participating-cities>
- (23) *Intercultural Cities: Towards a Model for Intercultural Integration*. Strasbourg: Council of Europe Publishing, 2010, pp. 22-23.
- (24) 英国の人種暴動（2001年）とロンドン地下鉄テロ事件（2005年）、オランダの政治家殺害事件（2002年）と映画監督殺害事件（2004年）、フランスの人種暴動（2005年）など。
- (25) 2013年10月には、韓国安山市でも多文化共生都市サミットが開催された。それ以降、サミットは開催されていない。
- (26) 日本からは、浜松市長、新宿区長、大田区長が参加した。そのほか、リスボン市（ポルトガル）や水原市（韓国）の市長らが参加している。国際交流基金ウェブサイトを（<http://www.jif.go.jp/j/intel/new/1201/incul.html>）参照。
- (27) 日本からは、東京サミットに参加した3首長に加え、東大阪市副市長が参加した。そのほか、ダブリン市（アイルランド）や光明市（韓国）の市長らが参加した。浜松市ウェブサイト（<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kokusai/ueg/summit.html>）参照。
- (28) 浜松市ウェブサイト（<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kokusai/kokusai/kokusaitoppage.html>）参照。
- (29) 長野県も「多様性を活かした地域の創造」をめぐり多文化共生推進指針（2015年3月）を策定した。
- (30) 沖縄県も人口増加計画（2014年）で、国内外から移住者を受け入れ、「世界に開かれた活力ある社会」をめざすことを謳った。
- (やまわき・けいぞう)